

余裕期間制度を活用する工事（フレックス方式）に関する特記仕様書

本工事は、平塚市工事請負契約約款、設計図書等によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

（対象工事）

第1条 本工事は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と工期をあわせた全体工期を設定した工事（フレックス方式）である。

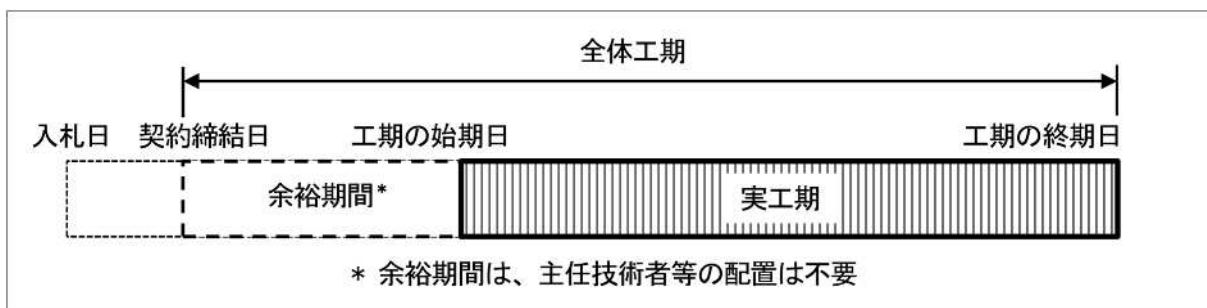
（定義）

第2条 この特記仕様書において「余裕期間」とは、契約締結日から工期の始期日の前日までの期間をいう。

2 この特記仕様書において「実工期」とは、工事を実施するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含んだものをいう。

3 この特記仕様書において、「工期の始期日」とは、工事の着手日をいう。

4 この特記仕様書において、「全体工期」とは、余裕期間と実工期を合わせたものをいう。



（実工期の設定）

第3条 本工事の実工期は以下のとおりとする。

実工期：契約締結日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

（工期の始期日期限：令和〇〇年〇〇月〇〇日）

2 本工事は、発注者が定めた全体工期において、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、契約締結までに、様式1号により、工期の始期日及び終期日を通知するものとする。

3 受注者は、余裕期間内に測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備については、受注者の責により行うことができるものとする。なお、余裕期間における工事現場の管理は、発注者が行うものとする。

4 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、届け出た工期の始期日の7日前までに、発注者と協議の上、実工期に係る契約を変更することにより、工事に着手

することができるものとする。

- 5 現場状況等によりやむを得ず実工期を延長する必要がある場合は、第1項の実工期によらず実工期に係る変更をできるものとする。なお、実工期の延長は、発注者が積み上げた日数を原則とする。

（現場代理人及び主任技術者等の配置）

第4条 余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者等（以下「技術者等」という。）の配置を要しない。

- 2 工期の始期日において、受注者が技術者等を配置できないときは、契約を解除する。

（前払金）

第5条 工事請負契約約款第34条に基づく、前払い金の請求は、契約締結日以降に、前払い金を請求できるものとする。ただし、債務負担行為に基づき請負契約を締結する工事において、「契約を締結した会計年度については、前払い金を請求することができない」旨の条項を追加した契約については、全体工期内にあっても、契約年度において前払い金を請求することができないものとする。

（工事の着手）

第6条 工事請負契約約款第10条第1項の規定に基づく技術者等の通知は、工期の始期日の前日までに提出又は通知するものとする。

（工事实績情報の登録）

第7条 一般財団法人日本建設情報総合センター「工事实績情報システム（CORINS）」に登録する「工期」及び「技術者情報 従事期間」は、実工期とするものとし、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請するものとする。なお、余裕期間の短縮等により工期の始期日が変わる場合は、変更があった日から10日以内に、技術者の従事期間の開始日を変更後の工期の始期日に変更登録する。

（法定外労働災害保険）

第8条 法定外労働災害保険の保険期間の開始日は工期の始期日とし、受注者は、工期の始期日の前日までに契約書の写し又は保険会社の加入証明書を提出しなければならない。

（建設業退職金共済制度）

第9条 建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書は、工期の始期日より1か月以内に提出しなければならない。ただし、工事開始当初は工場製作の段階であるため建設業退職金共済制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に係る発注者用掛金収納書を提出できない事情がある場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出し、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

（経費の負担）

第10条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

（低入札価格調査の実施）

第11条 契約締結日が工期の始期日前の日となるときは、当該余裕期間の終期の日は、これを變更しない。

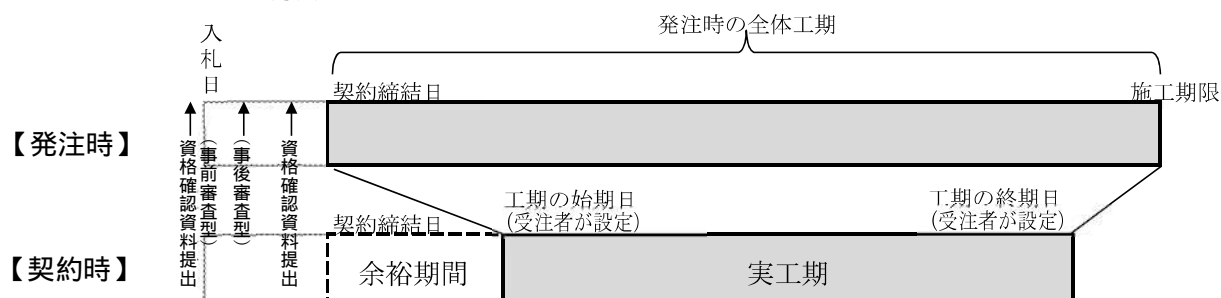
2 契約締結日が工期の始期日以降の日となるときは、余裕期間制度を適用しない。

（その他）

第12条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

[参考図] 余裕期間制度の方式

【フレックス方式】 発注者があらかじめ設定した全体工期の中で、受注者が工期の始期日及び終期日を設定する方法



様式第 1 号

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)
平塚市長

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

押印を省略する場合のみ記載

・発行責任者：連絡先：
・担 当 者：連絡先：

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	〇 〇 〇 〇 工事
工事場所	平塚市 〇 〇 地内
契約年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
工期の始期日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
実 工 期	工期の始期日から令和 〇 年 〇 月 〇 日まで

契約締結までに提出すること。